

平成 21 年 10 月 26 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問合せ先 企画調査部広報 CSR 課
電話番号 03-5739-3013
FAX 番号 03-5739-3027

**改正貸金業法広報活動を幅広く実施
全国の消費者から協会に寄せられた
ご質問・ご意見をまとめました**

日本貸金業協会（以下：協会）は、来年6月18日までに実施される改正貸金業法第4条施行（完全施行）の内容について、完全施行時に資金需要者等が困惑することのないよう、法改正の理解促進を図り、適切な対応を促すことを目的として、各種媒体を活用した事前の広報活動を実施いたしました。

1. 広報活動の内容

3月30日（月）から、8月31日（月）にかけて

新聞広告（中央紙・ブロック紙・スポーツ紙・地方紙）各紙複数回ずつ延べ 155 紙出稿

雑誌広告（一般週刊誌・女性週刊誌3誌）、純広告各々2回ずつ出稿

交通広告（全国主要電鉄 31,500 枚）、各線 1 カ月間出稿

WEB バナー広告（YAHOO! JAPAN）波状的に 1 カ月間、各メニューに複合的に出稿し、幅広く周知を図って参りました。

また、協会ホームページ内に「法改正内容専用HP」を開設し、広告からHPへ誘導を促し、さらに詳細な解説を行う仕組みとしました。

2. 消費者の反響

①日本貸金業協会相談センターが設置している<電話番号 0570-051-051>への相談・問い合わせ件数（受電件数） 961 件

②法改正内容専用ホームページ閲覧者数 124,995 人

③法改正内容専用ホームページ閲覧頁数 165,940pv

※3/30～8/31 の受電、WEB 閲覧結果になります。

また、消費者の反響として、協会相談センター等へご質問・ご意見の電話等を頂いており、その概要は、以下のとおりであります。

3. 消費者から協会に寄せられたご質問・ご意見の概要 (件)

区分	合計	ご質問		ご意見	
		電話 *1	HP 記入 サイト *2	電話	HP 記入 サイト
	1,841	1,335	198	171	137
総量規制関連	961	713	113	55	80
書類の提出関連	211	169	16	15	11
法改正の目的等	57	46	3	5	3
返済について	207	136	40	20	11
施行日について	80	70	4	4	2
配偶者貸付け関連	76	59	3	13	1
個人事業主貸付け	55	37	3	9	6
その他	194	105	16	50	23

*1 電話は、「日本貸金業協会相談センター ナビダイヤル 0570-051-051」へ寄せられたもの。

*2 HP 記入サイトは、「日本貸金業協会 法改正専用ホームページ内ご質問・ご意見記入サイト <http://www.0570-051-051.jp/contents/opinion/index.html>」へ寄せられたもの。

※一つの質問・意見に複数の内容が含まれているものは、複数の質問・意見として分割。

4. 消費者の主なご質問・ご意見の例

(1) 総量規制関連

ご質問の例	①総量規制はいつから導入されるのですか？ (熊本県：女性)
	②既に年収の 1/3 を超えています。総量規制が施行されたらどうなるのですか？超えている分は一括返済を求められるのですか？ (埼玉県：男性)
	③総量規制は、クレジットカードのショッピングや自動車購入ローンは対象ですか？ (埼玉県：男性)
	④年収の 1/3 を超える借入れがある場合、新たな借入れができなくなるということだが、なぜそのようなことになったのですか？ (埼玉県：男性)

ご意見の例	①総量規制は大変結構なこと。すぐに施行してほしい。息子が借金して困っている。(千葉県：女性)
	②既に年収の 3 分の 1 を超えています。計画的に利用しています。新たな借入れができなくなると困ります。(愛知県：男性)
	③総量規制をかけられたら、一時立替ができなくなり。さらに資金繰りが苦しくなります。(福島県：男性経営者)
	④現在、年収の 1/3 程度の借入れがあるが、最後は退職金で清算予定。法改正によってローンが組めなくなると困ります。どうすればいいのでしょうか。(大阪府：男性)

(2) 書類の提出

ご質問の例	①収入証明が提出できません。 提出しないとどうなるのですか？（千葉県：男性）
	②収入証明を提出したくありません。 提出しないとどうなるのですか？（大分県：男性）

ご意見の例	①収入証明は1社に送るので、情報を共有してほしい。（京都府：男性）
	②収入証明などの個人情報を強制的に提出させるのは問題。プライバシー侵害である。（愛知県：男性）

(3) 配偶者貸付け、個人事業主貸付け等

ご質問の例	①夫の同意を得られないので、収入証明の確認書類が提出できません。その場合どうなってしまうのですか？（大分県：女性）
	②現在夫に内緒で借入れをしている。今後も利用できないと困ってしまう。どうすればいいのか？（沖縄県：女性）
	③個人事業主の総量規制について、既存の融資に関しても決算書等の提出を求められることがあるのか？（愛知県：男性）
	④個人事業主の場合、決算書の数字は悪い場合が多いが、その場合借入れができなくなるが、その場合の対応策は？（京都府：男性）

ご意見の例	①無収入の女房の借入れに同意することは、保証人になるのと同じ。同意を求められても困る。（千葉県：男性）
	②専業主婦なので収入はない。配偶者の収入証明も事情があり出せない。しかし今まで遅れることなくきちんと返済してきたのにおかしい。（広島県：女性）
	③個人事業主の借入れは総量規制の対象外となっているが、実状は借入れ困難であり、制度融資の対象にもならず、法改正後は事業継続が困難。（不明：男性）

以 上